

[事案 2022-223] 新契約無効請求

・令和5年6月9日 裁定終了

<事案の概要>

自分の希望していた契約内容とは異なっていることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 老後の生活資金に充てるため、利息が付いていつでも解約可能な貯蓄型の商品を希望していたが、実際には、途中解約するとわずかな解約返戻金しか残らず、受け取る金銭も一部は死亡後になるなど、希望していたものとは全く異なる内容であった。
- (2) 契約時に、募集人はそれなりの説明をしたのであろうが、本当に自分の希望に合致したのか確認できていなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、設計書にもとづいて契約内容を説明し、申立人の意向も意向確認書で確認しており、このことは申込書や意向確認書の押印ないしは署名から明らかであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。